

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	現 行																																								
<p>第2部 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>（略）</p> <p>1-4 地質調査業務費の積算方法</p> <p>1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費＝直接調査費＋間接調査費＋諸経費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 諸経費は、表1-1により対象額（直接調査費＋間接調査費）に応じて設定されている諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>表1-1 諸経費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="text-align: center;"><u>82.5%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>290.2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.091</u></td> <td style="text-align: center;"><u>60.6%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p>	対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	<u>82.5%</u>	<u>290.2</u>	<u>-0.091</u>	<u>60.6%</u>	<p>第2部 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準</p> <p>（略）</p> <p>1-4 地質調査業務費の積算方法</p> <p>1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費＝直接調査費＋間接調査費＋諸経費</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 諸経費は、表1-1により対象額（直接調査費＋間接調査費）に応じて設定されている諸経費率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>表1-1 諸経費率標準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="text-align: center;"><u>59.9%</u></td> <td style="text-align: center;"><u>285.3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.113</u></td> <td style="text-align: center;"><u>40.8%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略)</p>	対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	<u>59.9%</u>	<u>285.3</u>	<u>-0.113</u>	<u>40.8%</u>
対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																					
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																					
		A	b																																						
率又は変数値	<u>82.5%</u>	<u>290.2</u>	<u>-0.091</u>	<u>60.6%</u>																																					
対 象 額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																					
適用区分等	下記の率とする	(注)1. の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																					
		A	b																																						
率又は変数値	<u>59.9%</u>	<u>285.3</u>	<u>-0.113</u>	<u>40.8%</u>																																					